

あなたの声を
市政に反映

「弘前市スポーツ推進計画（素案）」への意見募集 (パブリックコメント)

市では、スポーツ推進施策の方向性を示すものとして、「弘前市スポーツ推進計画」の策定を目指しています。このたび素案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▼募集期間 6月15日(土)～7月16日(火・必着)

▼閲覧方法

○市のホームページから閲覧

○次の場所で閲覧（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

文化スポーツ課（市役所4階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

▼対象者

①市内に住所を有する人

②市内に事務所等を有する人または団体など

③市内に勤務する人

④市内の学校に在学する人

⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人

⑥本計画（素案）に利害関係を有する人

▼提出方法 指定の様式または任意の様式に、住

外国語パンフレットの作成などに

外国人観光客受入環境整備事業費補助金

外国人観光客の受入環境水準の向上を図るために、観光関連事業者が行う外国人観光客の受入環境整備に要する経費の一部を補助します。希望する人は申請してください。

▼募集期間 随時（先着順、予算に達した時点で受け付け終了）

▼対象者 市内で観光業、宿泊業、飲食業、旅客運送業、レンタカー業などの観光関連事業を営んでいる事業者（市税等の滞納者を除く）

▼対象事業 施設の案内表示、誘導表示、メニューなどの表示に係る外国語表記の整備／パンフレット、ホームページなどの情報発信に係る外国語表記の整備／Wi-Fi利用環境や外国人向け電子決

所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「弘前市スポーツ推進計画（素案）への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出を。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、文化スポーツ課宛て

②文化スポーツ課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

③ファックス…35-7956

④Eメール…bunspo@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れなどがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、住所・氏名を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 文化スポーツ課（☎ 40-7115）

済システムの整備／その他外国人観光客の受入環境の向上に資する取り組み

▼対象経費 消耗品費／印刷製本費／手数料／筆耕翻訳料／委託料／工事請負費／備品購入費

※原則として市内業者への発注に限る。

▼補助率・補助限度額 補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額、または10万円のいずれか少ない額

※補助金の交付は書類審査の上、決定します。なお、提出書類などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ・提出先 国際広域観光課（☎ 40-7017）

昨年度の状況を
報告します

市の情報公開・個人情報保護制度

おりでした。

○保有個人情報開示請求の件数および決定などの状況

区分	件数	決定などの状況（件）			
		開示	部分開示	不開示（うち不存在）	請求取り下げ・却下
開示請求	31	21	6	4（4）	0
開示申出	0	0	0	0（0）	0
計	796	681	102	12（9）	1

※上記のほか、職員採用試験に関する口頭による開示請求が80件ありました。

※訂正請求および利用停止請求はありませんでした。

※事業者に対する勧告、説明または資料の提出要求ならびに事業者が勧告に従わなかった旨の公表はありませんでした。

【不服申し立て】

情報公開制度や個人情報保護制度を活用して請求した開示や訂正、利用停止が認められず、その決定に不服のあるときは、その決定を知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求することができます。平成30年度は不服申し立てはありませんでした。

■問い合わせ先 法務文書課（☎ 40-0205）

シリーズ③
どうする空き家!?
空き家に関する役立つ情報を定期的にお知らせします

老朽化した空き家の除却を支援します ～老朽空き家等除却促進事業費補助金～



▼募集戸数 5戸程度（不良度の評点が高い順に予算の範囲内で交付します）

▼申請期間 6月17日（月）～8月30日（金）

▼事前調査 補助の条件のうち、住宅の不良度について、あらかじめ現地調査を申し込むことができます。その場合、市から不良度の点数が通知されますので、その後に交付申請の手続きすることができます。

▼注意事項 他にも条件がありますので、事前にお問い合わせください／空き家を解体することで住宅用地特例の対象外となり、土地の固定資産税等が増額になります。ただし、建物の固定資産税等が課税されなくなることから、土地と建物をトータルで考えた場合、今までよりも減額になる場合があります／不良度の判定を行うため、市職員が敷地に立入り現地調査を実施します。

■問い合わせ先 建築指導課（☎ 40-0522）